検証意見書

2020年7月13日
意見書番号：SGS20/023

アズビル株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
山本 清博 様

検証目的

SGSジャパン株式会社(以下、当社)は、アズビル株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHGに関する主張）について、検証基準（ISO14064-3:2006及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHGに関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象は、Scope 1 及び Scope2、エネルギー消費量、Scope 3 である。

対象期間は 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日である。海外の Scope1、2 は 2019 年 1 月 1 日～12 月 31 日である。

詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：新型コロナウイルスの影響による代替方法として、SGS 事務所における湘南工場、アズビル金門エナジープロダクツ㈱白河工場とのリモート現地検証及び証憑突合、その他検証対象範囲に対する分析的手続及び藤沢テクノセンターと SGS 事務所をインターネット接続しての質問

判断基準は、事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案 ver1.6）及び組織が定めた手順（環境パフォーマンスデータ算定ルール（Scope1, 2））、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver. 2.3 及びサプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver.3.0、組織が定めた手順（Scope3 GHG 排出量算定書 解説編）を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHGに関する主張が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社
認証・ビジネスソリューションサービス 事業部長 竹内 裕二
上級経営管理者

本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点における組織およびこの書面に関する SGS ジャパン株式会社の責務はまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。